

(3) 意見一覧

No.	提出者	該当箇所		意見の概要	県の考え方
		頁	項目		
1	奈良県社会福祉協議会	1	計画の位置づけ 第2段落後半部	「福のならモデル」を「福祉のならモデル」と修正すべきではないか。	ご意見のとおり修正します。
2	奈良県社会福祉協議会	2	1. 地域が抱える課題 第3段落	「団塊の世代全員が後期高齢期・・・」を「団塊の世代が後期高齢期・・・」としてはどうか。	2025年問題に対する強調として「全員」と挿入していますので、原案通りとします。
3	奈良県社会福祉協議会	2	2. 「 <u>県域</u> 」の地域福祉計画の考え方 第1段落	計画の趣旨を表現するなら、関係機関（行政）だけでなく民間組織などとも連携すること。さらに住民が自ら課題解決に取り組むことができる地域（環境）づくりを表現すべきであるため、「 <u>県域</u> 」の地域福祉計画は、(中略)国の制度の縦割りの考え方を排し、関係機関が連携しながら住民主体の地域をつくりあげようとするものです。」を「 <u>県域</u> 」の地域福祉計画は、(中略)国の制度の縦割りの考え方を排し、関係機関や組織が柔軟に連携し取り組むとともに、 <u>住民が主体となって課題解決に取り組むことができる地域</u> をつくりあげようとするものです。」としてはどうか。	前段の「生活課題に対し」の対として住民主体の地域をつくっています。文脈としては課題解決を含んだ内容となっていますので、原案通りとします。
4	奈良県社会福祉協議会	3	3. 県の基本的な役割 第1段落	既存の社会保障や制度を県独自で充実を図ることが計画に現れていないため、「 <u>県は、既存の社会保障や制度のさらなる充実を図るとともに</u> 」を「 <u>県は、既存の社会保障や制度のさらなる活用</u> とともに」としてはどうか。	既存の社会保障や制度のさらなる充実を図ることをアクションプログラム各項目において記載していますので、原案通りとします。
5	奈良県社会福祉協議会	4	1. 基本理念 第2段落	第1段落は、第3段落以降と同様に取り組みが書かれているため第2段落のみ、現状と課題であり、全体の文脈として第1段落としてはどうか。	第1段落で「全ての県民」を取り上げた後、その中でも「困りごとを抱える人」に焦点を当てていくとの流れですので、原案通りとします。

No.	提出者	該当箇所		意見の概要	県の考え方
		頁	項目		
6	奈良県社会福祉協議会	6	2. 共生の地域コミュニティの構築 上段枠囲み文書	生きづらさを抱えた人に象徴される制度の狭間問題は、住民に丸投げされるものではないため「住民が、生きづらさを抱えた人に寄り添い、幅広い視点で・（文略）」を「 <u>住民一人ひとりが大切にされ、生きづらさを抱えた人に寄り添い、幅広い視点で</u> 」としてどうか。	基本理念において「一人ひとりが大切にされ」とあり、これが全ての項目に貫かれている概念ですので、原案通りとします。
7	奈良県社会福祉協議会	9	1. 分野や人をつなぎ、地域力を強化します 第1段落 2行目	福祉課題に一体的に支援する体制とは具体的に何を示しているのか不明であるため「…（文略）…個人や世帯の抱える複合的な福祉課題に一体的に <u>支援</u> できる体制が求められています。」を「…（文略）…個人や世帯の抱える複合的な福祉課題に一体的に <u>対応</u> できる体制が求められています。」としてどうか。	何を示しているか不明とのご意見ですので「…（文略）…個人や世帯の抱える複合的な福祉課題の <u>解決に向けて</u> 一体的に支援できる体制が求められています。」と変更します。
8	奈良県社会福祉協議会	9	1. 分野や人をつなぎ、地域力を強化します 第2段落 3行目	この項の主語は県であり、専門職が地域力強化の中心では文意が不明であるため「…また、 <u>地域福祉を担う専門職が多様な主体と連携・協力しながら、地域力の強化を図ります。</u> 」を「…また、 <u>地域福祉を担う専門職が、多様な主体と連携・協力できるよう、地域力の強化を図ります。</u> 」としてどうか。	連携・協力することが目的ではありませんので、原案通りとします。
9	奈良県社会福祉協議会	9	2. 住民の機運醸成を図り… 第1段落	めざすべき地域の姿は、住民とともに検討する姿勢が必要であるため「 <u>県及び市町村は連携し、県域及び市町村地域福祉計画等を通じて、めざすべき地域の姿を幅広く住民に発信し、地域福祉のあり方について住民と共有し、…（文略）</u> 」を「 <u>県及び市町村は連携し、県域及び市町村地域福祉計画策定検討を通じて、めざすべき地域の姿を幅広く住民に発信し、地域福祉のあり方について住民と共有し、…（文略）</u> 」としてどうか。	ご意見のとおり、住民とともに検討する姿勢が必要だと考えますが、計画については策定検討段階のみでなく、実践段階においても住民に発信等行っていきたく考えていますので、「 <u>県及び市町村は連携しながら、県域及び市町村地域福祉計画等を通じて、めざすべき地域の姿を住民と共に検討するとともに、地域福祉のあり方について住民に発信・共有し、…（文略）</u> 」とします。

No.	提出者	該当箇所		意見の概要	県の考え方
		頁	項目		
10	奈良県社会福祉協議会	10	4. 地域における、包括的支援体制の構築を目指します。第2段落 2行目～	<p>文意を明確にするには文言不足。また、表現の統一が必要であるため「・・・(文略) 住民の複合的な困りごとを受けとめ解決を支援します。また、必要に応じて支援関係機関に対し協力を求めることができる、全世代・全対象型の包括的な支援体制が構築されるよう支援してまいります。」を「・・・(文略) 住民の複合的な困りごとを受けとめ解決できるように支援します。また、必要に応じて支援関係機関に対し協力を求めることができる、全世代・全対象型の包括的な支援体制が構築されるよう支援します。」としてどうか。</p>	<p>未来に向かって積極的に取り組んでいくという意図を含めた文章としたいので、「・・・(文略) 住民の複合的な困りごとを受けとめ解決できるように支援します。また、必要に応じて支援関係機関に対し協力を求めることができる、全世代・全対象型の包括的な支援体制が構築されるよう支援してまいります。」とします。</p>
11	奈良県社会福祉協議会	11	5. 県と県社会福祉協議会が核となり、市町村と連携して進めます 第2段落 2行目	<p>「・・・(文略) 市町村社協が主体となって実施する取組をサポートするとともに、」を「・・・(文略) 市町村社協が主体となって実施する取組を支援するとともに、」と「支援」に統一してどうか。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
12	奈良県社会福祉協議会	11	6. 基盤となる福祉の仕組みを強化します 上段 枠囲み 文書	<p>既存の社会保障や制度を県独自で充実する計画が記載されていないため 「社会保障や福祉制度の充実を図るとともに・・・(文略)」を「社会保障や福祉制度のさらなる活用」とともに・・・(文略)」としてどうか。</p>	<p>既存の社会保障や制度の充実を図ることをアクションプログラム各項目において記載していますので、原案通りとします。</p>
13	奈良県社会福祉協議会	13	施策の体系図 Ⅲ - 1 地域の人々を支える支援体制の充実強化 下段 説明文	<p>アクションプラン該当ページと内容が合わない。「福祉制度によりセーフティネット機能を充実・強化」という説明では、地域共生の議論と合わない。制度の充実はもちろんのこと、「のりしろ」を出し合い、狭間のニーズを受けとめ・支援するという横串が重要であるため「地域の福祉課題に対応するため、行政を主体とした制度福祉によりセーフティネット機能を充実・強化」を「福祉制度を適確に展開するとともに、制度横断的な取組により、セーフティネット機能を充実・強化」としてどうか。</p>	<p>横断的な取組を行うことを含めるため 「地域の福祉課題に対応するため、行政を主体とした制度福祉や制度横断的な取組によりセーフティネット機能を充実・強化」とします。</p>

No.	提出者	該当箇所		意見の概要	県の考え方
		頁	項目		
14	奈良県社会福祉協議会	14	①住民主体の課題解決に向けた取組の支援【取組の方向性】2行目	住民が課題を捉え解決を試みるための支援は、CSWに限らず社協等で実践されている。敢えてCSWを特化させると誤解を生じるため「(文略)・ <u>地域において環境や人に働きかけるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置促進に向けて、(文略)</u> 」を削除してはどうか。	県としては、住民主体の課題解決に向けた取り組みの一つとしてCSWを重点的に進めていきたいと考えていますので、原案通りとします。
15	奈良県社会福祉協議会	14	同上 項目	計画書内に頻出するCSWについて、様々な形容詞が付けられており、CSWの解説としてはニュアンスが微妙に異なり誤解を生むので、統一するか別途解説が必要なため「(文略) <u>地域において環境や人に働きかけるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)・・・</u> 」をCSWの形容詞を計画全体で統一されたい又はCSWとはの解説が必要ではないか。	CSWには地域の実情に合わせた様々な役割が求められているため、文脈に合わせた表現としていますので、原案通りとします。
16	奈良県社会福祉協議会	15	②生活支援サービス等の充実 項目名	生活支援は、記載の介護保険「総合事業」や「生活支援体制整備事業」の施策だけで充実されるものではなく、小地域福祉活動(三大活動の1つが生活支援活動である)や多様なテーマ型ボランティア・NPOなど多彩に広がっている地域生活を支える取組の一部であるため「②生活支援サービス等の充実」を「② <u>生活支援の取り組みの充実</u> 」としてはどうか。	「②生活支援サービス等の充実」は、介護保険制度の地域支援事業における「生活支援体制整備」の充実を図るものとして整理したもので、小地域福祉活動等に関しては、「①住民主体の課題解決に向けた取組の支援」として整理し、記載していますので、原案通りとします。
17	奈良県社会福祉協議会	15	②生活支援サービス等の充実【現状と課題】追加	生活支援体制整備事業は「地域づくり」であると明確に示されており、サービスづくりだけではない。また、「1. 支え合い活動の推進」に位置づけ、取組においても「地域づくりによる」と記載されていることをふまえると地域福祉施策と介護保険施策が一体的に展開されることこそが、地域の混乱を避け成果を上げる上で重要であるため、現状と課題欄の最初に「 <u>地域で安心して暮らし続けるためには、生活における様々な困りごとを解決する助け合い活動や生活支援サービス等が必要となります。そのためには、地域福祉施策と介護保険施策等が連携し、地域の仕組みづくり資源づくりに取り組むことが求められます。</u> 」を追記してはどうか。	基本理念や大綱と重複する内容となりますので、原案通りとします。

No.	提出者	該当箇所		意見の概要	県の考え方
		頁	項目		
18	奈良県社会福祉協議会	16	②生活支援サービス等の充実 【現状と課題】第3段落	役割として、Aさんのニーズとサービスをマッチングすることではなく、地域課題を資源開発につなげる意味であることは老健局が既に解説している。計画上の位置づけとも合致するため「 <u>ニーズとサービスのマッチング等を行う生活支援コーディネーター</u> 」を「 <u>地域課題をふまえて地域づくり・仕組みづくり等を行う生活支援コーディネーター</u> 」としてはどうか。	当該箇所については、生活支援コーディネーターの機能について示すものであることから、厚生労働省の地域支援事業実施要綱（平成30年5月10日改正）の生活支援コーディネーターに求められるコーディネート機能を引用し、「そこで県では、生活支援サービスの充実に向けて、 <u>資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチング等の機能を担う生活支援コーディネーターの養成や～（以下略）</u> 」に修正します。
19	奈良県社会福祉協議会	16	②生活支援サービス等の充実 【取組の方向性】第3段落	3 1 2 箇所とは一体何を指すのか。全国的には、住民の通いの場は、通所B型の新設だけではなく既存の多様な集い場を充実していく方向になっていると考える。 小地域福祉活動におけるサロン等も充分その機能を果たすと思われるが、数に開きがあるので、どのような定義か説明が必要である。「さらに、「住民運営の通いの場」の普及・拡大をめざし、 <u>文略</u> 」について 「住民運営の通いの場」とは何か不明。 <数値目標>の現在312箇所とは何か根拠が不明。	・16ページの本文8行目に「住民運営の通いの場」の説明文として、「 <u>住民が歩いて通える範囲に主体的に集まって週1回以上体操等を行う</u> 」を加筆します ・また、数値目標の312カ所については、上記「住民運営の通いの場」として定義したものに対応する箇所数です
20	奈良県社会福祉協議会	16	③元気高齢者の地域活動の推進 【現状と課題】	地域では、老人クラブの活動のみではないが、老人クラブ活動に特化し記載されており実情に即していない。 元気高齢者の諸活動を例示すべきではないか。 また、数値目標を定める必要はないのか。	ご指摘を受け、老人クラブを含む高齢者グループの取組について記載しました。 なお、数値目標は、高齢者の地域活動の推進の観点から、「②生活支援サービス等の充実」に掲げる数値目標と共通するため、当該項目では記載しておりません。
21	奈良県社会福祉協議会	17	③元気高齢者の地域活動の推進	県高齢者福祉計画との整合性を図る必要があるため、 <u>元気高齢者の生きがいのための就労支援や生涯学習・スポーツ活動の推進</u> を記載してはどうか。	高齢者のスポーツ・文化活動等の推進については、県の取組を記載しました。 また、就労支援については、今後の取組の方向性を記載しました。

No.	提出者	該当箇所		意見の概要	県の考え方
		頁	項目		
22	奈良県在住個人	17	③元気高齢者の地域活動の推進	<p>(取組の方向性)として交流活動、支援を必要とする高齢者や地域を支える役割を担う。とあるが、前段の(現状と課題)の記述に比べ、元気高齢者の「生きがい」や「地域活動」が具体性に欠ける印象を受ける。</p> <p>高齢者のライフワークの指標となるように、地域での高齢者の活動をもっと幅広く具体的に示してもらえれば。</p>	<p>高齢者の生きがいや地域活動は老人クラブやグループで様々に取り組まれている中、県ではそれを包括的に支援しているため具体的な記載をしていませんでしたが、ご指摘を受け、今後県が新たに検討してまいりたい取組の方向性を新たに記載しました。</p>
23	奈良県社会福祉協議会	17	④地域における子育て支援の推進 【現状と課題】第3段落	<p>文脈の整合性が必要なため「・・(文略)また、様々な分野・地域で子育てを応援する企業、店舗、NPO等を団員とする「なら子育て応援団」において、地域での子育て応援の気運醸成を行っています。」を「・・(文略)また、様々な分野・地域で子育てを応援する企業、店舗、NPO等を団員とする「なら子育て応援団」を<u>中心に</u>、地域での子育て応援の気運醸成を行う必要があります。」としてどうか。</p>	<p>「<u>を中心に</u>」についてはご意見のとおり修正します。</p> <p>「行う必要があります」については、現に実施中の内容であるため「行っています」のままとします。</p>
24	奈良県社会福祉協議会	19	⑥社会福祉法人の地域貢献活動の推進 【現状と課題】第4段落	<p>「・・(文略)それぞれの地域における社会福祉法人による一体的に<u>地域貢献活動</u>に取り組む活動が、」を「・・(文略)それぞれの地域における社会福祉法人による一体的な<u>地域貢献活動</u>に<u>取り組む活動</u>が、」としてどうか。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
25	奈良県社会福祉協議会	20	①民生・児童委員活動への支援 【現状と課題】第4段落	<p>民生・児童委員の充足率不足の要因は、定着率の低下も要因であるため</p> <p>「さらに民生・児童委員の充足率の不足や高齢化に伴い、新たな担い手の確保が課題となっています。」を「さらに民生・児童委員の充足率の不足や高齢化に伴い、新たな担い手の確保と<u>定着</u>が課題となっています。」としてどうか。</p>	<p>民生・児童委員の解職理由としては、死亡・体調不良が多くを占めているため、定着ではなく新たな担い手の確保が課題であると考えていますので、原案通りとします。</p>

No.	提出者	該当箇所		意見の概要	県の考え方
		頁	項目		
26	奈良県社会福祉協議会	21	②コミュニティソーシャルワーク活動の充実 【現状と課題】 第1段落	地域包括ケアシステムでは、「自助」「互助」「共助」「公助」と定義しており、一般的に共助は「介護保険制度」に代表される仕組みを指す。ここでは「互助」が適切であるため「…（文略）ニーズも存在し、「共助」も重要な要素です。…」を「…ニーズも存在し、「互助」も重要な要素です。…」としてはどうか。	従前より県の地域福祉施策は互いに助け合うという意味で「共助」との文言を使用していますので、原案通りとします。
27	奈良県社会福祉協議会	21	②コミュニティソーシャルワーク活動の充実 【現状と課題】 第2段落	コミュニティソーシャルワーカーの形容詞が計画各所で異なるため、統一した表現に修正が必要ではないか。	C S Wには地域の実情に合わせた様々な役割が求められているため、文脈に合わせた表現としていますので、原案通りとします。
28	奈良県社会福祉協議会	21	②コミュニティソーシャルワーク活動の充実 【現状と課題】 第3段落	現状と課題ではなく、取組の内容であるため、文中の「C S W養成後のフォローアップ研修や～必要があります。」を削除または移動してはどうか。	ご指摘の箇所については、課題と捉えていますので原案通りとしますが、【取組の方向性】にC S Wの活動支援について追記します。
29	奈良県社会福祉協議会	21	②コミュニティソーシャルワーク活動の充実 【取組の方向性】 第2段落	C S Wは「地域づくり」と「相談支援」を両輪とする実践であるため、好事例としても2者が必要であるため「C S Wを主軸とした地域コミュニティ構築の好事例の普及にあたり、」を「C S Wを主軸とした地域コミュニティ構築や、 <u>困りごとへの対応</u> の好事例の普及にあたり、」としてはどうか。	C S Wの活動は、個別の困りごとへの対応だけでなく、地域福祉に対する住民の理解の促進や意識の醸成等、幅広いものとなっています。追記することで活動領域を限定する表現となるため、「・C S Wを主軸とした地域コミュニティ構築等」の好事例の普及にあたり、」とします
30	奈良県在住個人	21	②コミュニティソーシャルワーク活動の充実	コミュニティソーシャルワークという言葉は、自助や公助だけでは、なかなかうまくいかないと感じている。昔のように地域ぐるみの助け合いがすぐに確立するようにも思えない。コミュニティソーシャルワーカーがすべてを解決できるわけではないが、そんな人が増えていくと地域が良くなる可能性があると思う。 しかし、言葉自体もまだまだ知られていないと思うので、役割や活動のことをもっと広く知ってもらう必要があるのでは。	C S Wの役割や活動についての広報啓発について追記しました。

No.	提出者	該当箇所		意見の概要	県の考え方
		頁	項目		
31	奈良県社会福祉協議会	21	③住民等による見守り支える体制づくり <全般>>	内容は、認知症に特化したものであり、全国的にも、県内でも、見守りは「世代や対象を限定しないもの」として多様な取組が広がっているため タイトルに「認知症」を入れるか、 <u>内容を認知症対策以外の見守り</u> についても触れるか、いずれかの加筆修正が必要ではないか。	認知症だけでなく、障害者も含めた内容となっているため、原案通りとします。
32	奈良県在住個人	24	④NPO、ボランティアの参加推進	「NPO」というのは最近よくテレビなどでも耳にするが、奈良県のNPOというのがどのような活動をされているのか、内容がよくわからない。	「NPO」について、具体的なイメージを伝えられるよう、説明を追記しました。
33	奈良県社会福祉協議会	24	④NPO、ボランティアの参加促進 【取組の方向性】 第1段落	計画各所で「県社協」となっているため文中の「 <u>奈良県社会福祉協議会</u> 」とあるのを「 <u>県社協</u> 」と修正してはどうか。	ご意見のとおり修正します。
34	奈良県社会福祉協議会	26	①多様な福祉・介護人材の育成・確保 【現状と課題】 第6段落	誤字修正のため「全国的な傾向として、増加する福祉・介護の仕事の求人数に対し就職者数が・・・（文略）」を「全国的な傾向として、増加する福祉・介護の仕事の求人数に対し <u>求職者数</u> が・・・（文略）」とすべきではないか。	ご意見のとおり修正します。
35	奈良県社会福祉協議会	26	①多様な福祉・介護人材の育成・確保 【現状と課題】 第7段落	「また、 <u>経済連携協定に基づき</u> 入国した・・・（文略）」を「また、 <u>経済連携協定に基づき</u> 入国した・・・（文略）」とすべきではないか。	現在の主な取組は記載のとおりのため、原案どおりといたします。

No.	提出者	該当箇所		意見の概要	県の考え方
		頁	項目		
36	奈良県社会福祉協議会	26	①多様な福祉・介護人材の育成・確保 【取組の方向性】 第1段落	「高い有効求人倍率が依然と続いており、（文略）福祉・介護人材の確保に向けた有効的な手法等を検討する場として、」を「高い有効求人倍率が依然として続いており、（文略）福祉・介護人材の確保に向けた有効的な手法等を検討する場として、」とすべきではないか。	ご意見のとおり修正します。
37	奈良県社会福祉協議会	26	①多様な福祉・介護人材の育成・確保 【【取組の方向性】	平成31年度より県が実施する保育士修学資金貸付事業の実施について記載が必要ではないか。	ご意見いただいた内容について、追記しました。
38	奈良県社会福祉協議会	26	①多様な福祉・介護人材の育成・確保 【取組の方向性】 第2段落	この項で「人材活用」は誤解される表現であり各項目で修正すべきであるため「人材確保に加え、限られた人材を有効活用することも重要であることから、介護現場での人材活用における様々な課題・（文略）」を「人材確保に加え、 <u>限られた人材を有効活用することも重要であることから、福祉・介護現場での人材活躍</u> における様々な課題・（文略）」としてどうか。	ご指摘いただいた点も含め、文章全体を修文いたしました。
39	奈良県社会福祉協議会	29	②働きやすく、魅力的な職場づくり【取組の方向性】第3段落	表現、文言修正のため「・・・とともに、効果的な活用事例の普及・・・」を「・・・とともに、 <u>効果的な活用</u> 好事例の普及・・・」としてどうか。	ご指摘いただいた点も含め、文章全体を修文いたしました。

No.	提出者	該当箇所		意見の概要	県の考え方
		頁	項目		
40	奈良県社会福祉協議会	29	②働きやすく、魅力的な職場づくり【現状と課題】第5段落	表現、文言修正のため「保育士の定着促進については、各保育所における短時間勤務の導入や休暇がとりやすい職場環境づくりのため、 <u>労務管理の専門家による保育所長等への個別コンサルティングを実施するとともに、</u> …（文略）」を「保育士の定着促進については、各保育所における短時間勤務の導入や休暇がとりやすい職場環境づくりのため、 <u>労務管理の専門家による保育所長等への個別コンサルティングを推進するとともに、</u> …（文略）」としてはどうか。	H30年度に実施した事業を正確に記述したものですので、原案通りとします。
41	奈良県社会福祉協議会	30	①包括的な相談・支援体制の構築【現状と課題】第3段落	住民による取組は、すでに上段で記載しており、ここでは行政責任としての包括的支援体制を中心に描くことが重要であるため「これらの課題を解決していくためには、 <u>地域住民の「気づき」の機能を高め、住民や他機関と連携しながら、</u> （文略）」を「これらの課題を解決していくためには、 <u>地域で発見されたニーズを制度横断的に受けとめ、住民や他機関と連携しながら、</u> （文略）」としてはどうか。	基本理念や大綱と重複する内容となりますので、原案通りとします。
42	奈良県社会福祉協議会	30	①包括的な相談・支援体制の構築【取組の方向性】	文脈から相談支援体制の構築がイメージできないため、市町村でどのような体制を構築すべきなのか、イメージできるよう「奈良モデル」または「地域共生の概念図」のいずれかを提示すべきではないか。	包括的な相談・支援体制の構築にあたっては、国などから既に示されている概念図等も活用しながら取り組んでいきます。
43	奈良県社会福祉協議会	30	①包括的な相談・支援体制の構築【取組の方向性】第3段落	文言統一のため「（文略）…地域での見守りや <u>民生委員・児童委員の…</u> 」を「計画他の段落では「 <u>民生・児童委員</u> 」と表記されている」とすべきではないか。	ご意見のとおり修正します。

No.	提出者	該当箇所		意見の概要	県の考え方
		頁	項目		
44	奈良県在住 個人	32	③更生支援の推進 について	<p>犯罪をした人たちが、社会で再出発していくためには本人の努力ももちろん必要だが、更生支援に携わる行政機関や保護司の方々の支援に加えて、地域住民の方々が理解していくことが必要だと思う。</p> <p>取組の方向性の中で県が「課題を共有するとともに、連携・協働の仕組みを構築し、必要な支援が切れ目なく行えるよう、具体的施策について取組を推進します。」との記載があるが、課題を共有する方法や必要な支援について、もう少し具体的に記載した方が良いと思う。誰もがイメージできるよう働ける場所の確保や福祉支援など少し例示をして記載した方が理解が深まると思う。</p> <p>また、このような犯罪をした人の更生に県が取り組んでいることを県民が知る機会を増やしていくことも検討してはどうか。</p>	更生支援の施策について具体的に記載するとともに、広報啓発への取組についても追記しました。
45	奈良県社会 福祉協議会	37	⑥障害を理由とする 差別の解消の推進 【現状と課題】第 2段落	「平成28年度から、障害福祉課内に・・・（文略）」の段落のみ、県の組織名称が掲載されている。統一をしてはどうか。	「県では平成28年度から、 <u>障害福祉課内</u> に・・・（文略）」に修正します。
46	奈良県社会 福祉協議会	37	最下段【参考デー タ】	「【参考データ】 出典：県子ども家庭課集計」を削除または次頁に送るべきではないか。	ご意見のとおり修正します。

No.	提出者	該当箇所		意見の概要	県の考え方
		頁	項目		
47	大阪府在住 個人	40	⑧全ての人にやさしい福祉のまちづくりの推進について	呼吸器障害などを理由としタバコ煙を社会的障壁とする障害者もいるので、公共交通機関のバリアフリー化は、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づくだけでなく、ホームや車両の禁煙化も進めて欲しい。	障害のある人には外見では分かりづらい内部障害のある人も含まれることを示すため、「様々な障害のある人」と記載し、行動の障壁を取り除くには、設備の整備だけでなく環境の整備も必要であることを追記します。 また、受動喫煙の防止に関しては、「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、来年度より相談窓口を設置予定であり、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及や必要な環境の整備等を推進することとしております。今回のご意見については、2020年4月1日の改正法の全面施行に向けて、旅客運送事業鉄道等の管理権原者等と相互に連携を図ります。
48	奈良県在住 個人	40	⑧全ての人に優しい福祉のまちづくりの推進 奈良県おもいやり駐車場制度について	「奈良県おもいやり駐車場制度」のことも少しずつ広まってきたかもしれないが、まだまだ周知が必要だと思う。 行政機関以外でも、スーパーに買い物に行った際にも区画を見かけるようになった。高齢で足が悪い人や障害をお持ちの方などにとっては、この制度がもっと広まることによって、人を思いやる社会も醸成されていくと思う。今後ますます利用できる施設が増えていけばよいと思うので、取り組みをもっと進めてもらいたい。	おもいやり駐車場制度については、記載のとおり、引き続き広報啓発等の取り組みを進めていきます。
49	奈良県社会 福祉協議会	44	①市町村地域福祉計画の策定支援【現状と課題】第4段落	この段落で、市町村社会福祉協議会の記載があるが、唐突な印象がある。セミナーの対象となっている理由（地域福祉計画と関連する地域福祉活動計画のこと）を触れるなどの配慮が必要ではないか。 また、ガイドラインについても記載が必要ではないか。	計画を策定する市町村向けのセミナーに市町村社会福祉協議会が対象となっていることが唐突であるとのことなので「このため、 <u>市町村や市町村社協を対象に</u> （文略）」とします。 ガイドラインの示し方も含めた支援プログラムの進め方については、次期計画期間中にその検討も含め取り組んでいきますので、原案通りとします。

No.	提出者	該当箇所		意見の概要	県の考え方
		頁	項目		
50	奈良県社会福祉協議会	44	①市町村地域福祉計画の策定支援【取組の方向性】第2段落	「計画策定済みの市町村に対しては、市町村の実情に応じた計画の改定や見直しが行われるよう必要な支援を行っていきます。」を「計画策定済みの市町村に対しては、 <u>今日的課題について具体的に検討をした上で、市町村の実情に応じた計画の改定や見直しが行われるよう必要な支援を行っていきます。</u> 」としてどうか。	市町村地域福祉計画の策定支援については、次期計画期間中にその方法の検討も含め進めていきますので、原案通りとします。